

南宋臨安・建康兩府間舗路研究

江 琳

はじめに

本稿は、宋元及びそれ以降の地方志を主な材料として、南宋時代における臨安・建康兩府間の舗路⁽¹⁾が經由した遞舗・地名などについて考察し、そのルートを図示することを目的とする。まず、本稿で取り上げる主な区域・地點と舗路とを図1に示す。

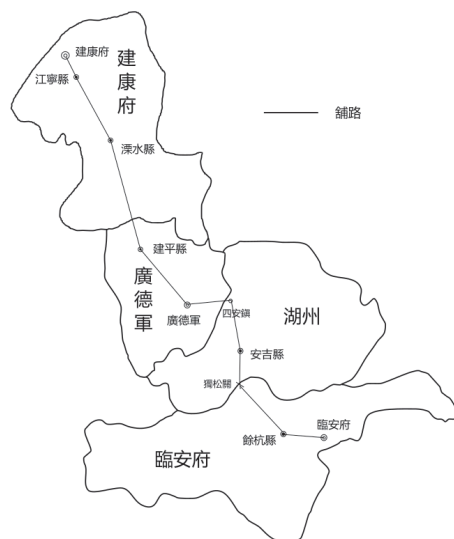


圖1 臨安・建康兩府間の舗路

建炎三年（1127）、高宗が應天府（のちの建康府）において即位し、紹興二年（1132）には臨安府（杭州）が行在とされた。政治の中心である臨安府と、金との境界に接した建康府とを結ぶ舗路は、南宋における最も重要な舗路として位置づけられ、南宋初期には、軍事文書を伝えるための特別な機関である斥候舗⁽²⁾などが置かれて重要な役割を果たした。兩府間を結ぶ舗路を復元することは、南宋の情報伝達の實態を知る上で大きな意義があると言えよう。

(1) 先行研究

宋代の遞舗に關する研究は、そのほとんどが遞舗制度を検討したものであり⁽³⁾、舗路の復元を行った研究は少ない。このうち、曹家齊氏の研究は先驅的研究として重要である。曹氏は宋元の地方志を利用して南宋臨安府周邊の「郵傳路線」(舗路)を圖示した⁽⁴⁾。しかし、曹氏の研究には以下のような問題點があり、検討の餘地を残している。

- ①曹氏は、宋元地方志の分析を通して、南宋臨安府周圍の遞舗設置の具體的な狀況を明らかにし、それまでの先行研究で論及されなかった領域に觸れている。しかし曹氏の研究は舗路網の復元じたいを目的とした研究ではなかったため、舗路についての説明が不十分である⁽⁵⁾。
- ②曹氏は郵傳路線圖の基圖として、譚其驥主編『中國歷史地圖集』第6冊「兩浙西路・兩浙東路・江南東路」(中國地圖出版社出版、1982年、59～60頁)を用いた。この地圖集は歴史地理情報を地圖化したものとして今なお極めて重要な研究成果であるが、圖の縮尺が245萬分の一であることもあって、基圖として使用するには適切とはいえない。特に地形の高低などの地理情報が記されていない點は、問題である⁽⁶⁾。
- ③曹氏の郵傳路線圖は、宋元時代の地方志を中心する史料に基づき、郵傳路線の概要を圖示したものである。しかし、當時の史料を詳細に検討すると、舗路の延伸方向や道路沿いの經由地點・遞舗施設の配置などについて、より詳細に知ることができる。

(2) 筆者のこれまでの試みと今回用いる基圖

上記問題①を解決するため、筆者は舗路復元研究の一環として、曹氏による郵傳路線圖を踏まえて改良し、臨安府を中心とする南宋の兩浙西路・東路における驛遞施設の分布や驛遞網の實態について、「南宋兩浙地域における驛遞網」という復元圖を作成したことがある⁽⁷⁾。これによって、南宋時代の兩浙西路と東路の驛遞網をおおまかに把握することができたが、問題②と問題③についてはなお未解決のままである。ゆえに南宋舗路の全貌を解明するには、より精密な復元圖を作る必要がある。

その試みとして本稿では、中國地圖資料研究會陸地測量部編『中國大陸五萬分の一地圖集成』(科學書院出版、1986年)に收録された五萬分の一地形圖⁽⁸⁾を基圖として、さらに詳細な復元圖の作成を試みる。上記の地圖を基圖として選擇した理由は、以下の二點である。

- ①五萬分の一地形圖であれば、より細かい地形・地面情報が確認可能である。
- ②復元された區域の地形は、南宋代と大きく變わっていないと想定される。今回基圖として用いる地圖は1914～1923年に測量されたものであるが、浙江省・江蘇省の交通史⁽⁹⁾を總合的に勘案すると、地圖の測量時點では、浙江省では車道などの開發はまだ行われていなかった。また、江蘇省の地形圖には自動車道(東坝鎮～溧水縣間)が記されているが、1928年以前の公路開發は技術的に未熟で、主に既存の驛路(本稿での舗路)や河堤を利用して開發が行われたものであり、地形に大きな破壊など加えられていなかったようである⁽¹⁰⁾。つまり、本稿で基圖として用いる地形圖に記された地形と、本稿で考察する南宋時代の地形との間に、特段

大きな變化を想定する必要はないと考えられるのである。

(3) 研究方法

本論文の研究方法は、以下の通りである。まず歴代正史の地理志や地志（總志、地方志）などから関連史料を網羅し、南宋時代における兩府間の遞舖の設置状況と舖路のおおよその経路について明らかにする。次に、舖路に関連する地名について考察し、各城邑との位置関係を確認する。最後に、遞舖の位置を推定する。

また城（府治、州治、縣治）の位置の検証には、典籍資料のみならず、考古學的研究も利用する。このようにして城の位置を確認した後、史料に基づいて遞舖の位置を確定し、地形や山川の分布を組み合わせ、各遞舖を結ぶ舖路の経路について分析し、蓋然性の最も高い舖路の経路を導き出す。

上記の史料分析を踏まえたうえで、本研究では、上述の五萬分の一地形圖上に舖路の復元結果を示したい。復元圖を作製する際には、まず城や遞舖の位置を上記の方法で確定し、それを基圖上の点とし、地形圖に示されている地形や水文などの情報を踏まえながら、舖路の経路として最も蓋然性の高い路線を復元する。

この研究手法に基づくことによって、上述の問題③を解決できると考える。たとえば、曹氏の郵傳路線圖において、安吉縣から廣徳軍への舖路は地形に沿って若干曲がってはいるものの、おおよそ直線的な経路として示された。しかし、五萬分の一地形圖で確認すると、安吉と廣徳の間には廣大な山地が廣がっており、山中には小道は存在しても、遞舖の設置は困難であるように思われ、ここが舖路として利用されたと考えることは難しい。地形に着目すれば、安吉からまず梅溪鎮に向かい、四安鎮を迂迴し、廣徳に至る経路が最適であると考えられる。従来の研究が考慮していなかった地形情報を加味することにより、従来の成果を上回る精度で舖路の復元圖を作成することが可能となるのである。

一 臨安府區域から四方に伸びる舖路

『宋史』卷88地理志四、臨安府によれば、杭州は、南宋建炎三年（1129）、臨安府に昇格し、錢塘・仁和・餘杭・臨安・富陽・於潛・新城・鹽官・昌化九縣を管轄範圍とした⁽¹¹⁾。

臨安府城内には一驛一舖、すなわち、省前舖と都亭驛が設置されていた。都亭驛は、紹興十二年（1142）二月に置かれ⁽¹²⁾、南門である候潮門の裏・泥路の西・侍從宅の近くにあり⁽¹³⁾、四夷往来の人、特に北方から來た使者を接待する専門機構であった⁽¹⁴⁾。

省前舖は府城内に設置された遞舖である。『咸淳臨安志』卷55郵置によれば、臨安府城内に省前舖があり、南は候潮門外舖と繋がり、北は北郭舖と繋がっていた⁽¹⁵⁾。曹氏によれば、省前舖は三省の近くにあったとする⁽¹⁶⁾。

舖路は餘杭門から北に伸び府城を出る。餘杭門（北關内）は臨安府城の北門で⁽¹⁷⁾、餘杭門外の

北新橋の北には新開運河が流れ、蘇・湖・常・秀・潤州と繋がっていたから、大きな荷物を運ぶ船や米を販賣する客舟などが、運河を通して餘杭門に入った⁽¹⁸⁾。また、北方からの使者は臨安に着くと、まず府城から15里外の赤岸にある班荊館で接待され、翌日船に乗って北郭税亭に至り、そこで食事をした後、馬でこの餘杭門に入り、都亭驛に到着した⁽¹⁹⁾。

餘杭門の外には北郭驛亭（北驛）と北郭舗があった。これらは餘杭門外にある最初の驛・舗であり、舗路はここから四方へ延伸する。

北郭驛亭は、北郭税務に隣接し、歸錦橋（賣魚橋）の南にある。淳祐六年（1246）に重建された⁽²⁰⁾。

北郭舗の位置については史料中に記載が見当たらないが、舗名から北郭驛亭の近くにあると推定できる。また、『咸淳臨安志』（卷55 郵置）によれば、北郭舗は臨安府城と周囲の縣とを繋ぐ遞舗であることがわかる⁽²¹⁾。北郭舗の設置時期は南宋まで遡るが、それ以前には記載が見当たらない。もう一つ注目しなければならないのは、『宋會要輯稿』（以下『宋會要』と略稱）方域一一之二一、急遞舗、乾道五年（1169）四月八日條に、

近旨に、候潮門中棚・北廓斥堠等の舗は、歴を置き外路の發せし進奏院の遞角を承受し、……とあり。

近旨、候潮門中棚・北廓斥堠等舗、置歴承受外路發進奏院遞角、……。

とあるように、南宋代の史料に「北廓斥堠」と記している場合のあることである。この名前から見れば、北郭舗は恐らく南宋建炎年間に軍事上の緊急性の高い文書の遞送を擔う専門機構として交通要衝に設置され、そして、清代の地方志に、「北廓」（廓＝郭）の名前も見えることから、北郭舗は清代まで要衝の遞舗として存在してその役割を果たしたと思われる⁽²²⁾。

『咸淳臨安志』卷55 郵置の記載によれば、北郭舗から四方へ延伸する舗路は、以下の5つの路線に分けられる。

①臨安府城—安吉州德清縣

北郭舗から北へ向かい、洛瀆舗などの9舗を経て安吉州德清縣に至る。

②臨安府城—嘉興府崇德縣

北郭舗から東へ向かい、仁和・鹽官兩縣の首舗を経て、嘉興府崇德縣に至る（25舗）。

③臨安府城—安吉縣

北郭舗から西へ向かい、老人舗などの4舗を経て、餘杭縣令元舗に至る。そしてさらに西へ横瀆舗に至ると、北に曲がって、南獨松舗などの11舗を経て、安吉縣に至る。

④臨安府城—徽州

北郭舗から上記の舗路③に沿って西に向かい、餘杭縣に至り、さらに西へと進んで於潛縣を経て昌化縣界の昱嶺を通して徽州に至る。

⑤臨安府城—寧國府

北郭舗から上記の舗路④に沿って於潛縣に至り、そこから北へ行き、(末界)千秋嶺を経て、寧國府に至る。

本稿で取り上げる臨安・建康兩府間の舗路は、前段が舗路③に当たり、全體のルートは以下の通りである⁽²³⁾。

臨安府—餘杭縣—獨松關—遞舗—安吉縣—梅溪鎮—四安鎮—廣德軍—建平縣—溧水縣—江寧縣—建康府

そこで、以下に、このルートの復元を試み、併せて經由する州・縣及び沿道に設置された遞舗などの施設についても考察する。

二 南宋臨安・建康兩府間の舗路の復元

(1) 臨安府城～餘杭縣城間の舗路

臨安府城を出發する舗路は、府城北の北郭舗から西に向かい、老人舗など4舗を経て、餘杭縣に到達する⁽²⁴⁾。そして餘杭縣内の令元舗を通り、横瀆舗に至る。この舗路が餘杭塘河、つまり水路を利用することは、『咸淳臨安志』卷17 疆域二、餘杭縣に、

陸路、東のかた府城に至るまで四十五里。水路、東のかた裏河より本府に至るまで四十五里。

陸路、東至府城四十五里。水路、東自裏河至本府四十五里。

とあり、また同書卷35 山川志十四にも、

餘杭塘河、北關門の外に在り、江漲橋より西に投じ、四十五里して餘杭縣に至る。

餘杭塘河、在北關門外、江漲橋投西、四十五里至餘杭縣。

とあることからわかる。臨安府から餘杭縣まで陸路が45里で、水路も45里である。

以上を要するに、餘杭塘河は臨安府城から北進して江漲橋に至り、そこから西へ向かい45里先の餘杭縣に到達する。つまり、道路は江漲橋の所で西へ曲がり、餘杭塘河に並行して餘杭縣に延伸している。『咸淳臨安志』卷16 圖志、餘杭縣圖からも、このことは確認できる。このことから、宋代の餘杭塘河は現在の餘杭塘河の流路とほぼ同じであることがわかる⁽²⁵⁾。

嘉慶十三年(1808)重纂『餘杭縣志』(以下嘉慶『餘杭縣志』と略稱)卷2 疆域によれば、餘杭縣城は秦代に建てられ、漢代から溪(苕溪、別名は大溪)の北に移り、その後、湖水が満ち溢れば城を北に移り、溪水が増水すれば南に移ったが、北宋雍熙年間(984～987)以降は縣城の場所は變わらず⁽²⁶⁾、現在の餘杭街道(元々は餘杭鎮、別名は在城鎮、2011年に餘杭街道に名称變更)にあった(1953年に臨平鎮に移動⁽²⁷⁾)。

老人舗は、餘杭塘河沿いに設置され、臨安府城・北郭舗の西、餘杭縣界の東にあった（『咸淳臨安志』卷 55 郵置）。明代の史料である『徐霞客遊記』（「浙遊日記」、丙子（1636）十月初二日條⁽²⁸⁾）にも、以下の記述がある。

初二日上午、櫻木場より、五里にして觀音關に出づ。西のかた十里にして女兒橋あり、又た十里にして老人舗あり、又た五里にして倉前あり、又た十里に、餘杭の溪南に宿る。何孝廉樸の庵を訪れ、先んずること一日、已に杭城に入る。

初二日上午、自櫻木場五里出觀音關。西十里、女兒橋、又十里、老人舗、又五里、倉前。又十里、宿於餘杭之溪南。訪何孝廉樸庵、先一日已入杭城矣。

徐霞客（1568～1641）は、臨安府城の北の櫻木場を出發し、餘杭塘河に沿って觀音關―女兒橋―老人舗―倉前を經由して餘杭縣に到着した。里程でいうと、櫻木場から觀音關まで 5 里、西に 10 里行くと女兒橋、さらに西に 10 里行くと老人舗に至り、その先西へ 5 里行くと倉前に至る。嘉慶『餘杭縣志』⁽²⁹⁾によれば、倉前は餘杭縣治の東 10 里に設置され、もとは臨安便民倉であった（現在の倉前街道）。老人舗はおおよそ現在の倉前の東 5 里の所にある。五萬分の一地形圖に見える「老人舗」は上述した位置と特徴がほとんど同じなので、南宋時期の老人舗と同じ場所にあると見てよからう。

老人舗の設置時期は、光緒二十四年（1898）序『杭州府志』（以下光緒『杭州府志』と略稱）卷 12 餘杭縣、歸夫人廟條に附する編者の按語によれば、唐・敬宗の寶曆年間（825～827）に歸珣が餘杭縣令になった時期まで遡ることがわかる⁽³⁰⁾。

前掲した『咸淳臨安志』卷 55 郵置によれば、北郭舗と老人舗の間には、さらに二つの遞舗が設置されていた。『咸淳臨安志』はその舗名を記さないが、萬曆七年（1579）刊『杭州府志』（以下萬曆『杭州府志』と略稱）卷 39 公署三、館舗によれば、武林門（南宋の餘杭門）を發した道は、北郭總舗を經由して餘杭縣に至るまで、觀音舗―蔣公舗―老人舗を經由する⁽³¹⁾。「觀音舗」と「蔣公舗」は『咸淳臨安志』に記されたもう二つの遞舗であると考えられる。

蔣公舗は、前掲嘉慶『餘杭縣志』（卷 14 舗遞）によれば、靈源舗（後掲の令元舗）の東 10 里にあることがわかる。また、觀音舗の位置は、上引『徐霞客遊記』の記述によって推定できる。觀音關から老人舗までは 20 里あり、南宋「十里一舗」の原則によれば、觀音舗は老人舗と觀音關の間に設置された可能性がある。

令元舗は、前掲『咸淳臨安志』卷 55 郵置から、南宋時代に設置され、その位置は餘杭縣との境、横濱舗の東に位置していたとわかる。『咸淳臨安志』以外に「令元舗」の名は見当たらないが、嘉慶『餘杭縣志』卷 14 舗遞には、同音の「靈源舗」の名が見え、その位置は餘杭縣の東 20 里、横濱舗の東 10 里、靈源橋の西、錢塘蔣公舗の西 10 里であった⁽³²⁾。

横濱舗は、嘉慶『餘杭縣志』卷 14 舗遞によれば、餘杭縣の東 10 里・靈源舗（令元舗）の西 10 里・錢塘蔣公舗の西 20 里に位置する。また、光緒『杭州府志』卷 8 餘杭縣、縣東境各橋所引萬曆

志には横瀆橋が見える⁽³³⁾。これは餘杭縣の東15里の位置にあり（唐・大暦年間に建設）、そこから5里の所に横瀆舗があった。

以上に述べた臨安府城から餘杭縣までの舗路を地形圖上に示したのが圖2である。圖中の○は遞舗を示す。以下も同じ。



圖2 臨安府城～餘杭縣城舗路圖

(2) 餘杭縣城～獨松關間の舗路

舗路は横瀆舗を経て餘杭縣城の南門に入り、北門から出て安吉縣へと延びる。南宋時代における餘杭縣から安吉縣へ延伸する舗路について、『咸淳臨安志』卷55 郵置には、

横瀆舗、北のかた餘杭縣の末界の南獨松舗に至るまで共に一十一舗、安吉縣界に接連す。

横瀆舗、北至餘杭縣末界南獨松舗共一十一舗、接連安吉縣界。

この記事から、舗路が餘杭縣の横瀆舗から北に行き、南獨松舗などの11舗を経て、安吉縣に入ることがわかる。

餘杭縣と安吉縣との界に獨松嶺がある。『咸淳臨安志』卷17 疆域志、餘杭縣には、「西北のかた安吉州安吉縣に至り、獨松嶺を以て界と爲す、九十里。（西北至安吉州安吉縣、以獨松嶺爲界、九十里。）」とある。つまり、舗路は餘杭縣から西北へ安吉縣に至り、獨松嶺を境とする。里程は90

里である。これは唐代に修築された甬道とおおよそ同じ距離である⁽³⁴⁾。このことから、舗路は唐代の甬道を利用していたと推測される。

『咸淳臨安志』巻55 郵置にいう11舗のうち、わかるのは南獨松舗のみである。嘉慶『餘杭縣志』の沿線遞舗に関する記載は極めて詳細であるが、舗間距離に関する記載に誤りがある。複数の史料を相互に参照しつつ舗間距離を補正すると、舗路はおおよそ以下のようであったと考えられる。

嘉慶『餘杭縣志』（巻14 舗遞）によれば、餘杭縣治の西に縣前舗があり、東の横瀆舗まで10里、北の邵墓舗まで20里である⁽³⁵⁾。『咸淳臨安志』『餘杭縣境圖』によれば、縣治の西に西門舗があり、方位はほぼ一致する。

同じく「餘杭縣境圖」によれば、縣治の北に北門舗が設置されていたことが確認できる。舗路は餘杭縣城の北門を出て、この北門舗を経由して、北へ12里を進むと新嶺に至る。萬曆『杭州府志』巻24 山川五によれば、新嶺は餘杭縣の北12里の所にあり、舗路は兩側の崖に挟まれた通路で、道里は2里である⁽³⁶⁾。また、嘉慶『餘杭縣志』（巻9 山水三、山、新嶺）には、舗路は新嶺を通過して雙溪の諸鎮に至るとある⁽³⁷⁾。また、同書巻14 舗遞には、「邵墓舗、縣北一十三里新嶺の北首に在り、舗は毀たるも址は存す〈北のかた麻車舗に至るまで十五里〉（邵墓舗、在縣北一十三里新嶺北首、舗毀址存〈北至麻車舗十五里〉）」とあり、新嶺の北首に邵墓舗が置かれていた（今の餘杭區新嶺村付近）。『咸淳臨安志』『餘杭縣境圖』にも「邵墓舗」の名が見え、確かに南宋時代に設置された遞舗であることが確認できる。

五萬分の一地圖には雙溪鎮の東南約600～700mの所に「新嶺」とある。嘉慶『餘杭縣志』に見える新嶺の位置（餘杭縣城13里）とは異なるが、五萬分の一地圖で距離を測量すると、嘉慶『餘杭縣志』に記された新嶺の位置は、五萬分の一の地圖上では仇山と前門山の間位置することが確認でき、その北の所に邵墓舗があったと考えられる。

曹橋舗については、『咸淳臨安志』『餘杭縣境圖』中に見える。曹橋の位置は、『咸淳臨安志』巻21 疆域六、橋道、餘杭縣に、「曹橋〈溪北に在りて縣を去ること二十五里〉。（曹橋〈在溪北去縣二十五里〉）」とあるように、溪（苕溪）の北、縣城から25里の所にあった。嘉慶『餘杭縣志』巻14 舗遞には、「曹橋舗、縣北二十三里に在る。（曹橋舗、在縣北二十三里）」とあることから、曹橋舗は邵墓舗から北に10里進んだ餘杭縣城の北23里の位置にあったことがわかる（今の曹橋村一帯）。

曹橋舗から北へ10里を進むと雙溪の麻車舗に到着する。嘉慶『餘杭縣志』巻14 舗遞には、「麻車舗、縣北三十三里雙溪鎮に在り、舗は毀たるも址は存す〈北のかた招兒舗に至るまで二十里〉（麻車舗、在縣北三十三里雙溪鎮、舗毀址存〈北至招兒舗二十里〉）」と記され、餘杭縣の北33里の雙溪に麻車舗が設置されていた。

雙溪鎮の名は、管見の限り萬曆『杭州府志』巻34 市鎮に初見する。また清の乾隆四年（1739）に完成した『明史』にも見える⁽³⁸⁾。嘉慶『餘杭縣志』（巻3 市鎮）および嘉慶十六年（1811）重修『大清一統志』によれば、雙溪には源流が二つあり、一つは天目山から、もう一つは高陸山から流

れ出て、餘杭縣の西北 35 里のところで合流する。ここから、雙溪鎮を経由して獨松三關に至る道の重要性が知られる⁽³⁹⁾。

麻車舗の名は、清嘉慶三年（1798）阮元が編成した清代地方詩總集である『兩浙輶軒續錄』（卷 29）に収める楊梓「宿麻車舗」詩に見える⁽⁴⁰⁾。作者の楊梓が南宋末年から元朝にかけて活動した人であることから、その時期にすでに麻車舗が存在したことがわかる。また、嘉慶『餘杭縣志』（卷 8 山水二、山、徑山）によれば、餘杭縣城と雙溪との間に麻車堰があり、雙溪を距てること 5、6 里で⁽⁴¹⁾、地名や里程・方位などがほぼ麻車舗と似ていることを考えると、麻車舗がそこに設置されたと推定できる。

嘉慶『餘杭縣志』卷 14 舗遞⁽⁴²⁾によれば、麻車舗の北の舗路は、餘杭縣の北 40 里に浮溪舗があり、麻車舗から北へ 10 里（嘉慶『餘杭縣志』に「20 里」とあるのは誤り）行くと黃湖鎮（縣北 43 里）の招兒舗に至り、さらに北に 10 里（嘉慶『餘杭縣志』に「20 里」とあるのは誤り）行くと百丈塢口（縣の北 53 里、古城）の古城舗に至る。ここから道が二つに分かれる。一方が 20 里進んで孝豐縣餘豐舗に至る道、もう一方が百丈塢から 20 里進んで獨松關に至り、安吉縣へと通じる道である。残念ながら、浮溪舗・招兒舗・古城舗・餘豐舗は南宋代にも存在していたかどうかは、管見の史料からは判断できない。

雙溪から獨松關までは 40 里ほどの距離がある。南宋の「十里一舗」の原則によれば、途中に 3 つの舗が置かれていたはずである。すなわち、一番北の南獨松舗の外にもう 2 つ遞舗があったと考えられる。上述の嘉慶『餘杭縣志』に記された遞舗や舗間距離を勘案すれば、雙溪以北の舗路について、麻車舗—北 10 里—招兒舗—北 10 里—古城舗—北 10 里—南獨松舗（後述）—北 10 里—獨松關と推定しておきたい。

南獨松舗については、上引の『咸淳臨安志』（卷 55 郵置）によれば、餘杭縣の境界に南獨松舗があり、安吉縣界に繋がっていたことがわかる。『咸淳臨安志』卷 17 疆域に、「餘杭縣、西北のかた安吉州安吉縣に至り獨松嶺を以て界と爲すこと九十里。（餘杭縣、西北至安吉州安吉縣以獨松嶺爲界九十里）」とあるように、餘杭・安吉兩縣は獨松嶺を境界とする。嶺の上には「獨松關」という名の關があった。これについては、乾隆十五年（1750）刊『安吉州志』（以下乾隆『安吉州志』と略稱）卷 3 山川、獨松嶺に、

獨松嶺、州南三十五里に在り、宋建炎間兵 起こり、石を疊ねて關と爲し、名を獨松關と曰く。

獨松嶺、在州南三十五里、宋建炎間兵起、疊石爲關、名曰獨松關。

とあり、南宋の建炎年間、戦亂の際に、獨松嶺に石を積み上げて關としたというエピソードが記されている。

獨松關の置かれた獨松嶺は天目山の支脈に屬し、ルートが狹隘で險しく、東南の臨安、西北の安吉・廣徳と繋がっていた⁽⁴³⁾。また、乾隆『安吉州志』卷 3 關梁によれば、獨松關を通る舗路に

は石疊が敷かれており、馬一頭がようやく通れるほどの狭さであった⁽⁴⁴⁾。

以上で述べた餘杭縣城～獨松關間の鋪路を圖示すると圖3のようになる。

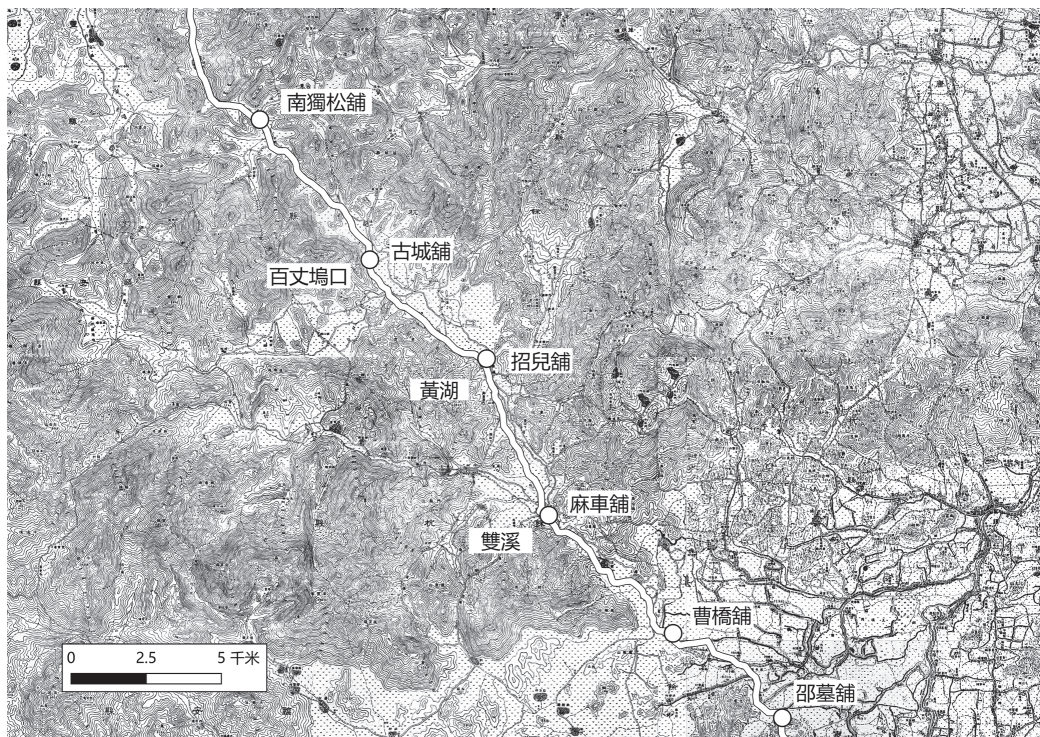


圖3 餘杭縣城～獨松關鋪路圖

(3) 獨松關～安吉縣城間の鋪路

獨松關を北に抜けると安吉州（北宋代の湖州。寶慶元年（1225）「安吉州」に変更）界に入る。まず經由するのは安吉縣の遞鋪（今の安吉縣遞鋪街道）である。萬曆四年（1576）刻『湖州府志』（以下萬曆『湖州府志』と略稱）卷2によれば、遞鋪は別名が荻浦で、武康縣の西南35里にある⁽⁴⁵⁾。南宋の状況について、乾隆『安吉州志』卷2武備の撰者按語には、

案ずるに、獨松關は南宋の驛傳要路たり。鋪基は尚お存す。遞鋪の名は蓋し此より始まる。今に至りて下十里に鋪前村有り、上十里にも亦た鋪前と名づく者有り、朗里村の上に在り。但だ鋪舍久しく廢れ、其の名を考すべからず。

案、獨松關爲南宋驛傳要路。鋪基尚存。遞鋪之名蓋由此始。至今下十里有鋪前村、上十里亦有名鋪前者、在朗里村之上。但鋪舍久廢、其名不可考。

と見える。これによれば、南宋時代に獨松關が驛傳の要道に当たったため遞鋪が設置され、「遞鋪」の名で呼ばれるようになったが、鋪舍はその後久しく廢れたため、鋪の名はわからなくなっ

てしまったという。

舗路は、遞舗から北へ安吉縣城に至る。安吉縣城の縣治は漢から元まで何度か變わり、現在の縣治は明初に置かれたものである。後漢靈帝の中平二年（185）、故障縣の南境に安吉縣が設置され、縣治は天目郷（現在の孝豐鎮）に置かれた（丹陽郡に屬する）。唐の開元二十六年（738）、縣治は北の落石山（現在の安城鎮）の東南に移され、明の洪武二年（1369）、舊元帥府と改められた⁽⁴⁶⁾。

嘉慶『重修一統志』（卷289湖州府一、古跡）によれば、安吉の故城は清代の安吉縣の西南にあり、清の安吉州城の西南30里の所が漢の舊縣の位置であり、唐の開元二十六年に縣治を落石山の東南に移し、後に清の安吉縣から見て東南4里の所に移轉し、元朝に破られたあと、明初に始めて今の治所（清の縣治）に移したことを知り得る⁽⁴⁷⁾。つまり、唐の開元二十六年から元までの間に、安吉縣城（縣治）は二度移轉し、最初は唐の開元二十六年に現在の安城鎮の所に移され、2回目は安城鎮の東南4里に移されたものの、2回目の移動の具体的な時期について記載がない。

安吉縣の四方への距離を考察すると、『元和郡縣志』卷35江南道一、湖州安吉縣には「東北至州一百四十里。（東北のかた州に至ること一百四十里）」、『太平寰宇記』卷94湖州安吉縣には「西南一百四十里。」、『元豐九域志』卷5湖州安吉縣には「州西南一百七十里。」、『輿地紀勝』卷4兩者西路、安吉州安吉縣には「在州西南一百七十里。」とあって、安吉縣と安吉州城との距離についてはそれぞれ記述が異なっている。『太平寰宇記』の編纂時期は宋の太平興國年間（976～983）、

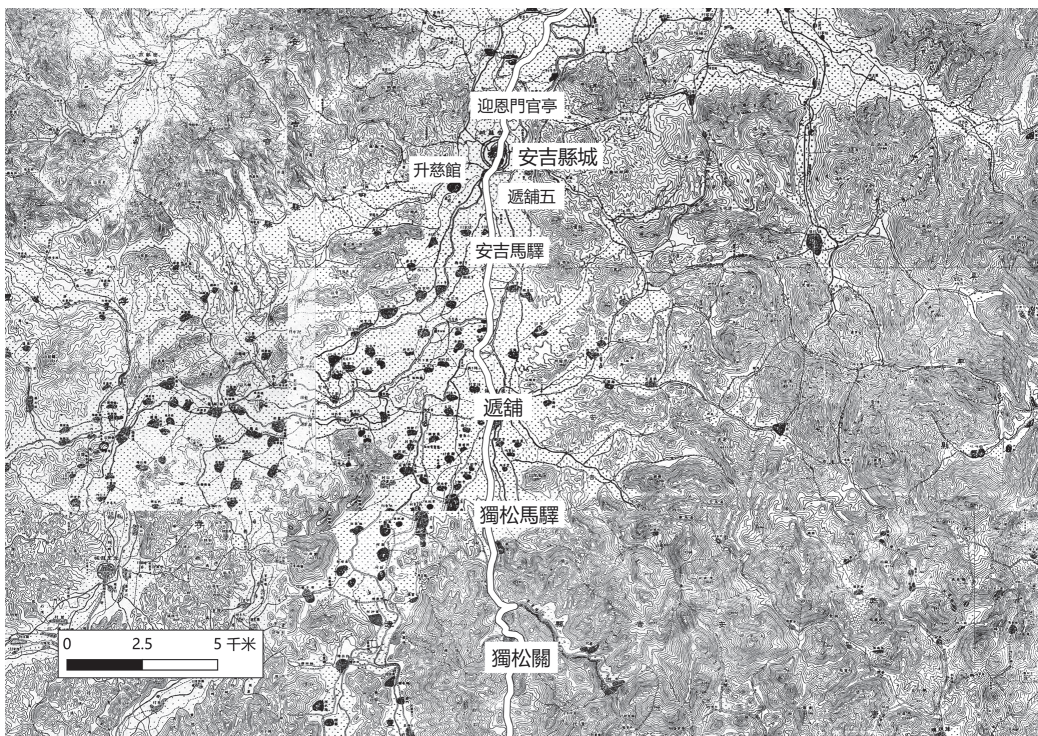


圖4 獨松關～安吉縣城舗路圖

『元豐九域志』の完成時期は宋の元豐三年（1080）であるから、この期間に安吉縣治が移動された可能性がある。したがって、2 回目の縣治移動時期は太平興國以後、元豐以前と推定できるのではないか。その後、明初まで縣治が移動することはなかったので、南宋時代の安吉縣城は現在の安城鎮の東南 4 里に存在した可能性が高いだろう。

安吉縣は臨安府の北に位置する軍事上の要衝で、縣内を通っていた道が軍事的に重要であったことは言うまでもない⁽⁴⁸⁾。驛遞施設については、南宋時代、安吉縣には尹家舗・郎家舗・鈕家舗・獨松舗・西門舗の 5 舗があり、これ以外にも、縣南に升慈館、南門に安吉馬驛が置かれ、獨松嶺のふもとには獨松馬驛があったことがわかる⁽⁴⁹⁾。

以上に述べた獨松關～安吉縣城間の舗路を圖示すると圖 4 のようになる。

(4) 安吉縣城～廣德軍間の舗路

舗路は安吉縣城から廣德軍に伸びる。上引の嘉慶『餘杭縣志』（卷 3 關梁）のほか、嘉慶『重修一統志』卷 283 山川、獨松嶺には、

獨松嶺〈餘杭縣の西北七十五里に在り、關其の上に在る有り、嶺路險狹にして、東南して直ちに臨安に走り、西北して則ち安吉を道して廣德に趨き、江浙二境の要隘と爲る〉。

獨松嶺〈在餘杭縣西北七十五里、有關在其上、嶺路險狹、東南直走臨安、西北則道安吉趨廣德、爲江浙二境要隘〉。

とある。嘉慶『餘杭縣志』には「西北則道取安吉・廣德」とあるが、嘉慶『重修一統志』は「西北則道安吉趨廣德」と記されている。これは舗路が獨松嶺から安吉を経由して廣德に到達していたことを示している。

安吉の地形については、萬曆『湖州府志』（卷 1 疆域）によれば、安吉には山脈が多く、水路は山脈に阻まれ、陸路は分散している⁽⁵⁰⁾。地形圖を確認してみると、安吉から廣德軍に行くならば、陸路は四安鎮（現在の湖州市長興縣泗安鎮）を経由する可能性が高い。

四安鎮は隋代に置かれ、大業九年（613）に鷹揚府が置かれ、城が建てられた。宋代には四安鎮と呼ばれた⁽⁵¹⁾。

南宋時代、四安鎮は水陸交通の要衝として發展した⁽⁵²⁾。徳祐元年（1275）、モンゴルのバヤンは軍隊を 3 つに分けて南下し、臨安府を目指した。その内の一軍は、阿剌罕が率い、建康から廣德軍・四安鎮を通過して臨安府に至った⁽⁵³⁾。このことから、四安鎮が廣德軍と安吉縣を結ぶ交通上の要所であったことがわかる。

また、舗路は梅溪鎮を経由した。梅溪鎮について、『嘉泰吳興志』卷 10 管鎮、安吉縣、「梅谿、縣東北三十里に在る。（梅谿、在縣東北三十里）」とあるように、安吉縣北 30 里にある。

以上から、舗路は安吉縣城を出で、東北 30 里を行って梅溪鎮を経由して、西北へ四安鎮に到着し、そこを経由して廣德軍に至ったと推定される。

また萬曆『湖州府志』（卷1 疆域）から、四安鎮から西方へ20里進むと廣徳軍界に至り、さらに30里進むと州城に至ることがわかる⁽⁵⁴⁾。

以上で述べた安吉縣城～廣徳軍間の舗路を圖示すると圖5のようになる。

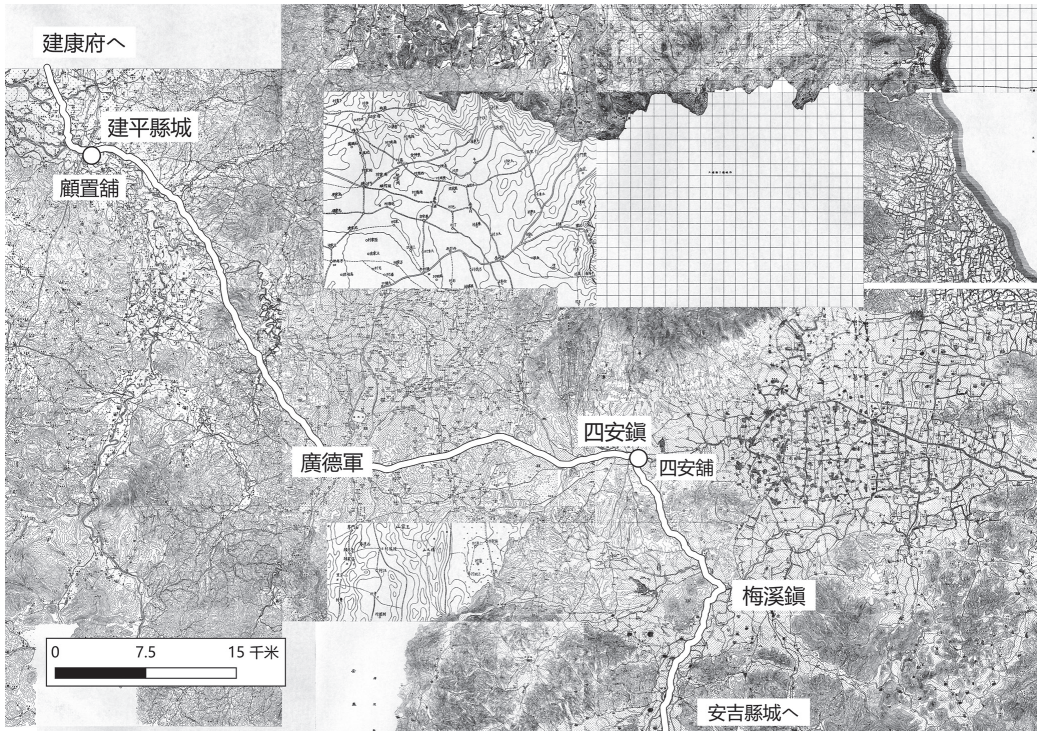


圖5 梅溪鎮～建平縣城舗路圖

(5) 廣徳軍～建康府間の舗路

廣徳軍については、呉坤修が編纂した光緒七年（1881）『重修安徽通志』（以下光緒『重修安徽通志』と略稱）卷52 廣徳州によれば、隋の大業二年（606）に、縣治を石封故縣に移し、唐の至徳二載（757）に廣徳とし、以後、ここが常に州治であり、變動しなかったことがわかる（現在の安徽省廣徳市）⁽⁵⁵⁾。

廣徳軍は古來交通の要衝で、西は宣城、北は金陵（建康）に繋がり、東と南は浙江地方に隣接している⁽⁵⁶⁾。廣徳軍の州城から建康府へ行くならば、まず西北の建平縣を経由することになる。

建平縣は州城の西北90里にあり、もとは郎步鎮といい、北宋の端拱元年（988）に建平縣と改められ廣徳軍に屬した（現在の安徽省宣城市郎溪縣）⁽⁵⁷⁾。

廣徳軍には南宋時代に斥埃舖が設置され、淮南州軍から行在の臨安への文書の傳達を擔當した⁽⁵⁸⁾。

兩宋時期には廣徳軍の地方志として『桐汭志』『桐汭新志』などが編纂されていたが、すでに散佚してゐる。現存する地方志としては康熙二十二年（1683）刻『廣徳州志』（高拱乾編）が最も古く、その巻首の圖には遞舖の位置や道路が明確に表示されている。光緒『重修安徽通志』からは

遞鋪間の距離が確認できる。これらの史料から、當時やそれ以降の驛遞施設の實態や鋪路のありさまがわかる。但し、これらの遞鋪や鋪路を南宋時期まで遡らせることができるか否かは不明である。

現時点で確認できるのは、以下の点である。鋪路は四安鎮から廣德軍の州城を經由し、西北へ行って建平縣に至った。南宋時代において、そこに顧置鋪という遞鋪が置かれ、建康府への鋪路と繋がっていた。

『宋史』（卷 88 地理志四、江寧府）によれば、南宋の建炎元年（1127）、江寧府は帥府に昇格し、同三年（1129）に江寧府は建康府と改名された。治下には上元・江寧・句容・溧水・溧陽の 5 縣がある⁽⁵⁹⁾。以下に引く『景定建康志』（卷 16 鋪驛）によれば、建康府には東・西・南・北へ伸びる鋪路⁽⁶⁰⁾があった。

鋪驛

驛路、五十一鋪、每鋪相去十里。

東門鋪、東十里鋪、蛇盤鋪、麒麟鋪、東流鋪、崑崙壩鋪、張橋鋪

〈以上七鋪屬上元縣〉

江江湖鋪、宣家峴鋪、山口鋪、廟林鋪、下蜀鋪、紀大店鋪

〈以上六鋪屬句容縣〉

右十三鋪係東路直抵鎮江府界炭渚鋪

土門鋪、夾壩鋪、遲店鋪、清水亭鋪、園墓橋鋪、秣陵鋪、李村鋪、路口鋪、烏壩橋鋪

〈以上九鋪屬江寧縣〉

方壩鋪、石頭壩鋪、烏山鋪、齊家店鋪、南亭壩鋪、南十里鋪、蒲塘鋪、三角子鋪、孔家壩鋪、土山鋪、羅家林鋪、戴公壩鋪、漆橋鋪、朱家店鋪、湯師娘鋪、松兒壩鋪

〈以上十六鋪屬溧水縣〉

右二十五鋪係南路直抵廣德軍界顧置鋪

越臺鋪、石子壩鋪、官莊鋪、板橋鋪、三城湖鋪、江寧鋪、青松林鋪、銅井鋪、葛家壩鋪

〈以上屬江寧縣〉

右九鋪係西路直抵太平州界慈湖鋪

府前鋪、西門鋪、石碑衝鋪、靖安鋪

〈以上屬上元縣〉

右四鋪係北路直抵滁州界宣化鋪

縣路、十一鋪、每鋪相去二十里、此係諸縣不通驛路處遞傳之路。

石井鋪、七里壩鋪

右二鋪屬上元縣界

周郎橋鋪、縣西門鋪

右二鋪屬句容縣界

縣東門舗、菱塘舗、破湖舗

右三舗屬溧水縣界

黃運步舗、中橋舗、烏山村舗、縣西門舗

右四舗屬溧陽縣界

廣德軍から建康府に至る舗路は、上述した驛路の南路に當たる。『景定建康志』に見える諸々の遞舗の地理情報については、今のところ不明とせざるを得ないが、これについて荒川正晴氏が建康府の驛路・縣路想定圖を作成している⁽⁶¹⁾。

要するに、廣德軍～建康府の舗路は、廣德軍建平縣に設置された顧置舗から北へ行き、松兒堽舗・湯師娘舗・朱家店舗を経て漆橋舗（今の漆橋鎮にあると推定）に至った。漆橋舗から北へ75里行くと溧水縣に至るが、その途中で戴公堽舗・羅家林舗・土山舗・孔家堽舗・三角子舗・蒲塘舗（今の洪藍鎮漁歌附近にあると推定）・南十里舗・南亭堽舗・齊家店舗を經る。溧水縣から、道路は西北に伸び、烏山舗・石頭堽舗・方墟舗を經由して江寧縣へと延伸する。そして、烏坂橋舗・路口舗・李村舗・秣陵舗（秣陵鎮にあると推定）・園墓橋舗・清水亭舗・遲店舗・夾堽舗・土門舗を經て建康府城に到達する。

以上で述べた本稿で考察した廣德軍～建康府間の舗路を圖示すると圖6と圖7のようになる。

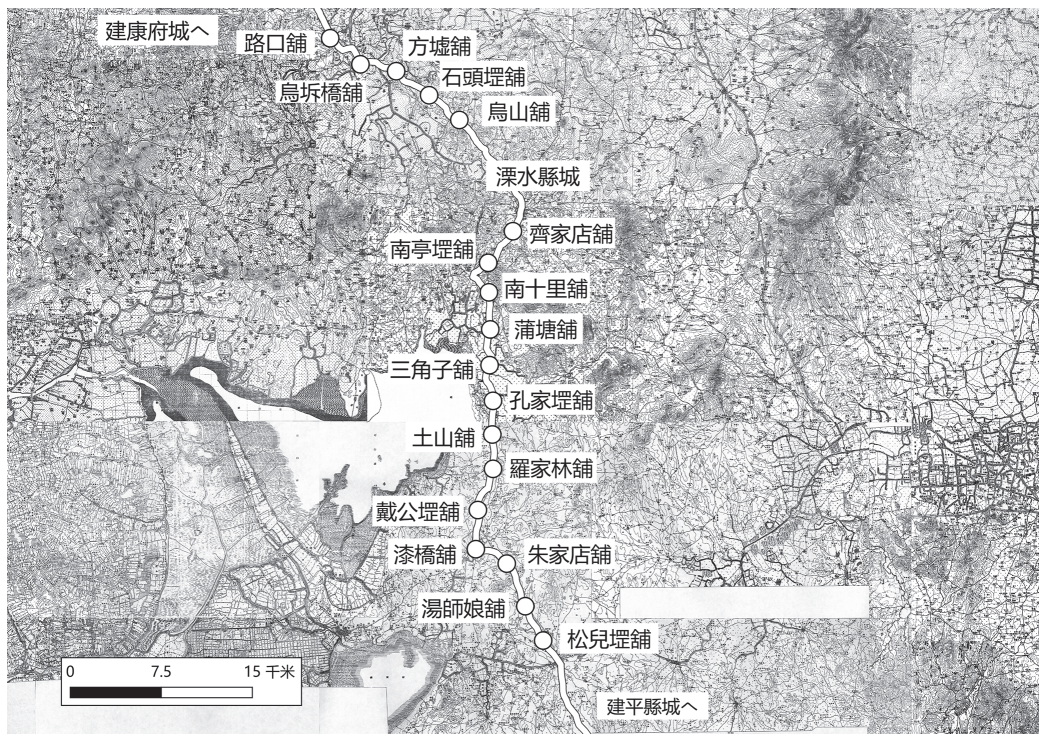


圖6 廣德軍～建康府舗路圖①

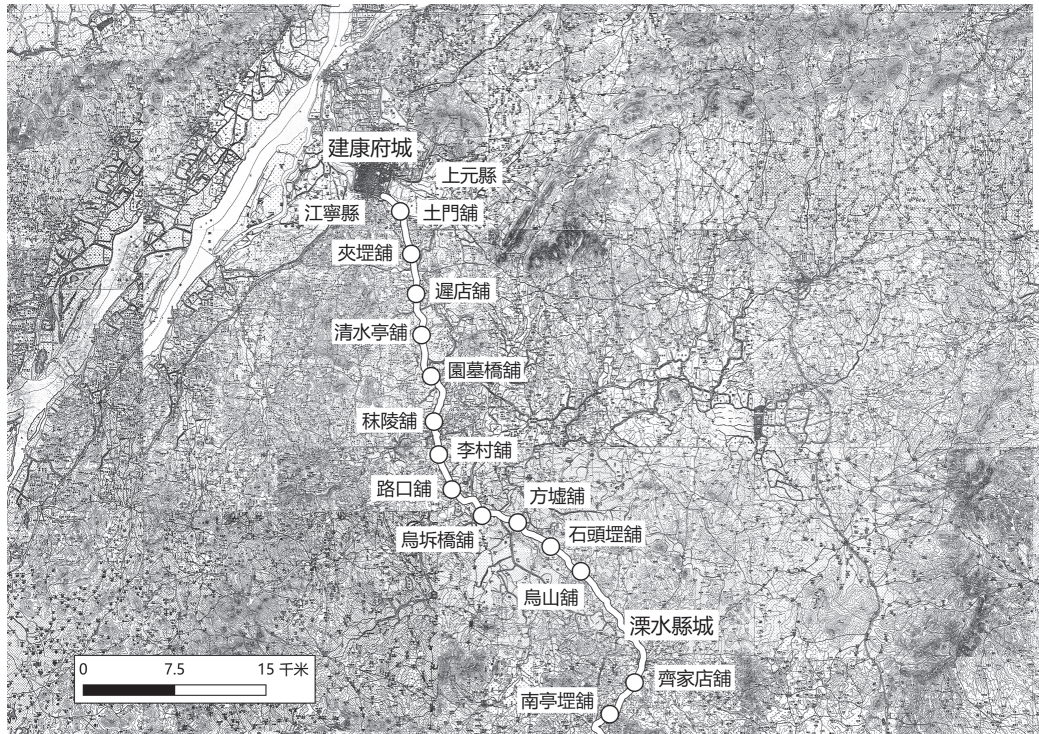


圖7 廣德軍～建康府舗路圖②

おわりに

本稿は、南宋時代における臨安府から建康府までの舗路を復元することを目的として、沿道の遞舗の分布や舗路の延伸する方向について、宋元時代及びそれ以降の地方志や游記・詩などを利用して舗路を復元した。その成果を圖示したものが圖1から7までの復元圖である。

これによって南宋時代における臨安・建康兩府間の舗路は、おおよそ把握できたと言えよう。本稿で用いた手法が有効なものであるとすれば今後は、同様の手法を用いて、南宋時代の別の地域についても舗路の復元を試みたい。諸賢のご高批を仰ぐ次第である。

【圖版出典】

圖1：譚其驤主編『中國歷史地圖集』第六冊「宋・遼・金時期」（中國地圖出版社出版、1982年）の圖59-60「兩浙西路・兩浙東路・江南東路」をもとに作成。

圖2・圖3・圖4・圖5・圖6・圖7：CHMAP⁽⁶²⁾にアップロードされた地形圖（基圖には『中國大陸五萬分の一地圖集成』（科學書院出版、1986年）所收の地形圖が利用されている）を一部を抜粋して筆者が加工。

【本稿で参照した地志一覧】

總志

『元和郡縣圖志』：〔唐〕李吉甫撰、元和八年（813）成書。賀次君點校、中華書局、1983年。

『元豐九域志』：〔北宋〕王存等撰、元豐三年（1080）成書。王文楚・魏嵩山點校、中華書局、1984年。

『太平寰宇記』：〔北宋〕樂史撰、王文楚點校、中華書局、2007年。

『輿地紀勝』：〔南宋〕王象之撰、李勇先點校、四川大學出版社、2005年。

『讀史方輿紀要』：〔清〕顧祖禹撰、中華書局、2005年。

嘉慶十六年（1811）重修『大清一統志』：〔清〕穆彰阿等纂修、道光二十二年（1842）成書。上海古籍出版社、2008年。

臨安府

『乾道臨安志』：〔宋〕周淙纂修。宋乾道五年（1169）編纂。清光緒七年（1881）『武林掌故叢編』（第一集）所收本。

『咸淳臨安志』：〔宋〕潛說友纂修、宋咸淳四年（1268）編纂。清道光十年（1830）錢塘汪氏振綺堂刊本。

萬曆七年（1579）刊『杭州府志』：〔明〕陳善等修、『中國地方方志叢書』（成文出版社、1970年）中國方志叢書華中地方第524冊。

嘉慶十三年（1808）重纂『餘杭縣志』：〔清〕張吉安等修、朱文藻等纂、民國八年（1919）重刊本、『中國地方方志叢書』（成文出版社、1970年）華中地方第56冊。

光緒二十四年（1898）序『杭州府志』：〔清〕龔嘉倬修、李榕纂、民國十一年（1122）鉛印本、『中國地方方志叢書』（成文出版社、1970年）華中地方第199冊。

雍正十三年（1735）修『浙江通志』：〔清〕嵇曾筠・李衛等修、沈翼機等纂、清雍正十三年（1735）修、乾隆元年（1736）刻、據民國二十五年（1936）上海商務印書館影印清光緒刻本影印、『中國地方志集成』省志輯・浙江③（上海書店出版社、2000年）。

餘杭縣志編纂委員會編『餘杭縣志』、浙江人民出版社、1990年。

安吉州

『嘉泰吳興志』：〔宋〕談鑰纂修。宋嘉泰元年（1201）編纂。民國三年（1914）『吳興叢書』本。

乾隆十五年（1750）刊『安吉州志』：〔清〕劉蘊植纂修、中國國家圖書館（北京）藏本。

萬曆四年（1576）刻『湖州府志』：〔明〕栗祁修、唐樞纂、版本同上。

廣德軍

康熙二十二年（1683）刻『廣德州志』：〔清〕高拱乾修、門可榮纂、版本同上。

乾隆五十七年（1792）刻『廣德州志』：〔清〕胡文銓修、版本同上。

光緒七年（1881）『重修安徽通志』：〔清〕沈葆楨・吳坤修、『中國地方志集成』省志輯・安徽③（鳳凰出版社、2011 年）所收。

建康府

『景定建康志』：〔宋〕馬光祖修、周應合纂。景定二年（1261）に纂し、清嘉慶六年（1801）金陵孫忠愍祠刻本。

※中國國家圖書館（北京）藏本については、同館で提供する WEB 閲覧サービス「中華古籍資源庫」(<http://read.nlc.cn/thematDataSearch/toGujiIndex>、2023 年 11 月 15 日最終確認)を利用し、そこにアップロードされている画像を閲覧させていただいた。記して謝意を表す。

注

- (1) 本稿では、遞鋪と遞舖をつなぐ交通線路を「鋪路」と呼称する。遞鋪とは、文書遞送を擔う専門機構のことを指す。
- (2) 斥堠はもともと境界の歩哨所で、敵情の偵察や軍事情報の遞送などの役割を擔った。斥堠鋪は南宋建炎三年（1129）に初めて設置され、軍事に關する緊急文書の遞送を擔う専門機構であった。
- (3) 遞舖制度に關する先行研究については、拙稿「南宋兩浙地域における驛遞網の復元」、『歴史文化社会論講座紀要』19 號、2022 年 2 月、51 頁にまとめた。
- (4) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、『宋代的交通與政治』、中華書局、2017 年、191 頁を参照。
- (5) さらに具體的な問題點については、拙稿「南宋兩浙地域における驛遞網の復元」、51～53 頁で論じた。
- (6) 地形を含めた地理情報の復元については、山田崇仁「Google Earth を利用した中國歷史地理情報の収集と公開—先秦～前漢を事例に」、『立命館文學』第 608 號、立命館大學人文學會、2008 年、429 頁を参照。
- (7) 拙稿「南宋兩浙地域における驛遞網の復元」、66 頁。
- (8) 詳細な情報については後述の【圖版出典】を参照。
- (9) 浙江省交通廳公路交通史編審委員會編『浙江公路史』（人民交通出版社、1988 年）及び江蘇省交通史志編纂委員會編『江蘇公路交通史』（人民交通出版社、1989 年）を参照。
- (10) 『江蘇公路交通史』、82 頁。
- (11) 『宋史』卷 88 地理志、兩浙路、臨安府。
- (12) 『建炎以來繫年要錄』（以下『要錄』と略稱）卷 144 紹興十有二年二月條、「己酉、都亭驛成。」『建炎以來朝野雜記』（以下『朝野雜記』と略稱）甲集卷 2 渡江後郊廟宮省條、「紹興四年、高宗在平江、將還臨安、使命有司建太廟。十二年、和議成、乃作大社大稷皇后廟・都亭驛・太學。」
- (13) 『乾道臨安志』卷 1 館驛、「都亭驛、在潮門裏。」
- (14) 『黃氏日鈔』卷 87 邵武軍建寧縣綏城驛記、「惟在京置都亭驛、置班荆館、以待四夷來王之人。」『盤洲集』卷 26 都亭驛記、「今上即位、駐蹕臨安、詔立都亭驛於畿邸、以館北使。規度崇閤、制仿省戶、高簷巨棟、軒豁洞達、繩列某分、咸有敘次。」
- (15) 『咸淳臨安志』卷 55 郵置、「省前鋪、南至候潮門外鋪、北至北郭鋪。」
- (16) 曹家齊「南宋臨安府周圍之郵傳系統—立足於具體背景和設置情況的考察」、192 頁を参照。

- (17) 『淳祐臨安志』卷5 城府、城社、「城北門、餘杭門〈俗呼北關門〉。」
- (18) 『咸淳臨安志』卷35 山川志十四、「新開運河、在餘杭門外、北新橋之北、通蘇・湖・常・秀・潤等河、凡諸路綱運及販米客舟、皆由此達于行都。」
- (19) 『朝野雜記』甲集卷3 北使禮節、「北使至闕、先遣伴使賜御筵於班荆館、在赤岸去府十五里、酒七行。翌日、登舟至北郭稅亭、茶酒畢、上馬入餘杭門、至都亭驛。」
- (20) 『咸淳臨安志』卷55 館驛、「北郭驛亭、舊在餘杭門外北部稅務側、淳佑六年、趙安撫舉重建」。『七修類稿』卷2 天地類、杭州宋官署考、「北驛、〈名北郭〉、今賣魚橋南。」
- (21) 『咸淳臨安志』卷55 郵置、「北郭鋪、東至上塘仁和・鹽官兩縣界下界首鋪共二十五鋪、接連嘉興府崇德縣界。北至下塘洛瀆鋪共九鋪、接連安吉州德清縣界。西至老人鋪共四鋪、接連餘杭縣界令元鋪。餘杭縣界令元鋪、至橫瀆鋪。」
- (22) 雍正十三年(1735)修『浙江通志』卷88 仁和縣、鋪舍、「賦役全書、衝要八鋪、北廓司兵六名。」
- (23) 本稿で取り上げる臨安府～建康府間の鋪路については、前稿でも考察の対象とした(前述拙稿「南宋兩浙地域における驛遞網の復元」、第66頁復元圖)。しかし、前稿で示されたルートは、今回提示されたルートと、二カ所で異なる。①安吉縣～廣德軍間の鋪路について、前稿で示したルートは、安吉縣一廣德軍へ直行するルートと、安吉縣から四安鎮を經由して廣德軍に至るルートという二つのルートを呈示した。本稿で呈示したのは、安吉縣一四安鎮一廣德軍というルートのみである。本稿では、地形圖を基圖として可能な限り精密な驛遞交通網の復元を試みたが、前稿の復元圖はそれに較べて大雑把なものであった。前稿では、「史料上の根據がある路線+推論に基づく路線」によって復元圖を作製した(「安吉縣～廣德軍」の直行ルートが「推論に基づく路線」に含まれる)のであるが、本稿では前稿執筆時より多くの史料を調査した。その結果、安吉縣と廣德軍の間の地形は險阻で直行し難く、それゆえ交通要衝の四安鎮を經由する可能性が高いと考え直して復元ルートを改めた。②廣德軍～建康府間の鋪路について、前稿では、廣德軍～建康府へのルートと廣德軍一江寧縣一建康府へのルートの二つのルートを提示した。しかし、史料の検討を通して、この二つのルートが事實上同じルートであることに気づいたため、本稿の復元圖では一つのルートとした。
- (24) 上引『咸淳臨安志』卷55 郵置。
- (25) 陸文寶・黃愛梅主編『倉前研究』上海辭書出版社、2013年、46頁を参照。
- (26) 嘉慶『餘杭縣志』卷2 疆域、「餘之建邑始於秦、則溪南舊城爲最古、其徙溪北自漢陳令始、其後避湖之溢則徙北、避溪之漲則徙南、自宋雍熙後、不復更徙、即今城是也。」
- (27) 餘杭縣志編纂委員會編『餘杭縣志』、浙江人民出版社、1990年、6頁。
- (28) 徐霞客著、朱惠榮整理、『徐霞客遊記』「浙遊日記」、中華書局、2009年、61頁。
- (29) 嘉慶『餘杭縣志』卷14 倉廩、「臨安便民倉在縣東十里、今名其地曰倉前。」
- (30) 光緒『杭州府志』卷12 餘杭縣、歸夫人廟脩、「里俗相傳謂、縣東錢塘界之女兒橋・老人鋪爲公(歸珖)之女及蒼頭屍漂至此、故名。」
- (31) 萬曆『杭州府志』卷39 公署三、館鋪、「錢塘縣、出武林門外、由北郭總鋪、……西抵餘杭縣界爲鋪者三、曰觀音、曰蔣公、曰老人。」
- (32) 嘉慶『餘杭縣志』卷14 鋪遞、「橫瀆鋪、在縣東一十里。鋪毀、址存。東至靈源鋪、計程十里。靈源鋪、在縣東二十里、靈源橋西、鋪毀址存、東至錢塘蔣公鋪十里。」
- (33) 光緒『杭州府志』卷8 餘杭縣、縣東境各橋、「橫瀆、萬曆志、縣東十五里、跨靈源港、唐大歷間建、距橋五里有橫瀆鋪。」
- (34) 『新唐書』卷41 地理志五、江南道、杭州餘杭郡、「寶曆中、……(歸)珖又築甬道、通西北大路、高廣徑直百餘里、行旅無山水之患。」
- (35) 嘉慶『餘杭縣志』卷14 鋪遞、「縣前鋪、在縣治西、萬歷間附建關王廟(嘉靖縣志、下同。東至橫瀆鋪、

- 計程十里、西至交接橋鋪十里、北至交接邵墓鋪二十里。』
- (36) 萬曆『杭州府志』卷24山川五、「新嶺、在縣北一十二里、高五十丈、長二里許、其嶺連接鋪路。」
- (37) 嘉慶『餘杭縣志』卷9山水三、山、新嶺、「嶺界兩崖間路通雙溪諸鎮〈舊縣志〉」
- (38) 萬曆『杭州府志』卷34市鎮、「餘杭縣、……爲雙溪鎮〈去縣三十五里、在吳山界〉。』『明史』卷82、杭州府、「餘杭〈……西北有獨松關、有雙溪鎮〉。」
- (39) 嘉慶『餘杭縣志』卷3市鎮、「雙溪鎮、在〈餘杭〉縣西北三十五里、即雙溪合流處、自獨松而南、此爲要路〈大清一統志〉。」嘉慶十六年(1811)重修『大清一統志』(以下嘉慶『重修一統志』と略稱)卷283山川、雙溪、「雙溪、在餘杭縣北三十五里、有二源、一出天目山、一出高陸山、至雙橋合流、又東入徑山港、達於苕溪。」
- (40) 『兩浙輶軒續錄』卷29楊梓「宿麻車鋪」詩、「翠濃寒雨過、抵暮泊孤村、山色能深淺、江流似吐吞、亂雲藏野樹、新月落黃昏、搔首篷窗下、離人自斷魂。」
- (41) 嘉慶『餘杭縣志』卷8山水二、山、徑山、「李穀遊徑山記、辛酉八月、十有三日、出餘杭之北門十里度新嶺。……又十里、上下田坂、路滑難行、與人幾覆者。再過麻車堰、雨甚小、憩市閣。又五六里許、過雙溪、抵化城寺。」
- (42) 嘉慶『餘杭縣志』卷14鋪遞、「浮溪鋪、在縣北四十里、今革。招兒鋪、在縣北四十三里黃湖鎮、鋪毀址存〈北至古城鋪二十里〉。古城鋪、在縣北五十三里百丈塢口、鋪毀址存〈北至孝豐縣餘豐鋪二十里〉。」
- (43) 嘉慶『餘杭縣志』卷3關梁、「獨松關、在〈餘杭〉縣西北九十里獨松嶺上、自天目山而北、重岡疊澗、迴環數百里、獨松嶺傑峙其中、嶺路狹險、東南則直走臨安、西北則道取安吉·廣德、爲兩浙二境步騎爭逐之交、東南有事、此亦必爭之地也。」
- (44) 乾隆『安吉州志』卷3關梁、「獨松關、在州南四十里獨松嶺下、關以內皆石塘大路、狹處僅容單騎。」
- (45) 萬曆『湖州府志』卷2、「荻浦、(武康)縣西南三十五里。」
- (46) 乾隆『安吉州志』卷2公署、「州署自漢迄元、遷移不一、明初始定今基、……舊治在天目鄉、後漢時立、即今孝豐縣址是也。唐開元二十六年、縣合、孔志道移于落石山東南〈俗誤稱玉盤山〉。元至正十二年燬於兵。明洪武二年〈胡府志作三年〉、知縣王津改舊元帥府爲治。」
- (47) 嘉慶『重修一統志』卷289湖州府一、古跡、「安吉故城、在今安吉縣西南。……州志、漢舊縣址在今州西南三十里。今猶謂之舊縣。唐開元二十六年、縣令孔志道移治玉磬山東南、後又移治今縣東南四里。元毀。明初始遷今治。」
- (48) 乾隆『安吉州志』卷1形勝、「方輿紀要、山溪糾錯、西通宣歙、南衛臨安、用兵出奇之道也。杜伏威嘗由此以平李子通、淮南嘗由此以震吳越、蒙古嘗由此以亡宋國。初亦由此以襲張士誠。夫安吉之於浙也、猶頭目之不可不衛也。」
- (49) 『嘉泰吳興志』卷9郵驛、安吉縣、「升慈館在縣南、舊名下升館。安吉馬驛在南門外。獨松馬驛在獨松嶺下。迎恩門官亭在縣北。得助亭在丞廳之右、詹事沈樞有沽酒頻留客、圍棋不計功之句。郵鋪五、尹家鋪、郎家鋪、鈕家鋪、獨松鋪、西門鋪。」
- (50) 萬曆『湖州府志』卷1疆域、「而長興之西安吉之將邇、悉爲山脉所止、故長興·安吉·孝豐大通陸路散出、不可以枚舉。」
- (51) 萬曆『湖州府志』卷1疆域、「志云、鎮隋所置也。大業九年置鷹揚府并築城於此、城有四門。今故址猶存。宋亦曰四安鎮、設官以監商稅。……元亦設稅務於此。明初改置巡司。嘉靖中設公館、爲往來衝要。』
- (52) 『宋會要』兵三之二〇、高宗建炎三年十月二十一日條、「知湖州張虞卿言、湖州路兼水陸。管下長興縣四安鎮、最係水陸衝要。」
- (53) 『元史』卷8世祖本紀、至元十二年十一月條、「乙亥、伯顏分軍爲三、趨臨安。阿剌罕率步騎自建康·四安·廣德以出獨松嶺。」また、萬曆『湖州府志』卷1疆域に、「宋建都臨安、鋪路西南出清源門、走

梅溪至安吉、南過獨松關達省尤捷、元取宋由此路進。」とあるように、元軍の進軍は舗路を利用していたことがわかる。

- (54) 萬曆『湖州府志』卷1 疆域、「(湖州府)西至廣德州界一百三十里、以四安鎮進、陸行二十里爲界、自界首到廣德州又三十里。」
- (55) 光緒『重修安徽通志』卷52 廣德州、「石封故縣即今州治。……元和郡縣志、縣西至宣州百六十里、後漢分故鄣置、宋爲綏安縣、大業二年移於今理。按劉宋、綏安縣在今宜興縣界、今縣乃改故石封置、故曰移理。……唐至德二載改綏安曰廣德、故城名也、自後常爲州治、明初改縣曰廣陽。」
- (56) 乾隆五十七年(1792)刻『廣德州志』卷2、形勝、「(周亮工州志序)古桐汭地接金陵、連浙越、亦東南奧區。」
- (57) 『輿地紀勝』卷24 廣德軍、縣沿革、建平縣、「建平縣、望、在軍西北九十里。國朝會要云、本宣州廣德縣之郎步鎮。端拱元年、以鎮爲縣來隸。」
- (58) 『宋會要』方域一一二一、驛傳二、急遞舖下、高宗紹興三十年條、「八月二十九日、樞密院言、……江南東路安撫使言、管下斥堠舖內有接傳淮南州軍等處申發至行在遞角文字、比之其他舖分、利害至重。……其太平州・池州・宣州・廣德軍管下斥堠舖、接得淮南遞角通徹至行在徑路舖分、亦乞依此。」
- (59) 『宋史』卷88 地理志四、江南東路、江寧府。
- (60) 『景定建康志』によれば、建康府には遞送を果たす公道として驛路と縣路とが並存していた。荒川正晴氏は、建康府は、驛路によって四方の直結すべき諸州府(鎮江府・太平州・廣德軍・滁州)と結ばれ、また縣路によって府治(郭縣/上元・江寧兩縣)と管内諸縣(句容・溧水・溧陽諸縣)とが結ばれていたと指摘した(詳見荒川正晴『ユーラシアの交通・交易と唐帝國』、名古屋大學出版会、2010年、222～225頁)。本稿では驛路と縣路の異同について検討せず、いずれも公道として「舗路」と呼ぶことにする。
- (61) 荒川正晴『ユーラシアの交通・交易と唐帝國』、名古屋大學出版會、2010年、224頁。
- (62) CHMAPとは、上海交通大學が科学書院、マックス・プランク科學史研究所(MPIWG)と共同して『中国大陆五萬分の一地圖集成』に収録された地形圖を補正してWEB閲覧サービスとして提供しているものである(URLは、<https://chmap.mpiwg-berlin.mpg.de>、2023年11月11日最終確認)。本來、復元路の基圖には『中国大陆五萬分の一地圖集成』に収録された五萬分の一地形圖を用いるべきであるが、扱う地域の範圍が廣範にわたるため、今回は次善の策としてCHMAPが提供する地形圖を用いることとした。圖5～圖7に不自然の部分があるのはCHMAPの圖に據る。